

令和7年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招 集 年 月 日 令和7年3月3日

招 集 場 所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場

開 会 (開議) 令和7年3月3日 (月) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 5番 山田 浩太 議員 6番 大江 寿 議員

1. 出席議員

1番	岡 田 智 子	6番	大 江 寿	11番	安 部 大 助
2番	牧 野 牧 子	7番	村 上 謙 武	12番	前 田 芳 樹
3番	藤 野 定 幸	8番	菊 地 政 文	13番	石 田 茂 春
4番	齋 藤 則 子	9番	西 尾 幸太郎	15番	米 澤 壽 重
5番	山 田 浩 太	10番	池 田 賢 治	16番	池 田 信 博

1. 欠席議員 14番 高 宮 陽 一

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町	長	池 田 高世偉	地 域 振 興 課 長	橋 本 博 志
副 町	長	大 庭 孝 久	上 下 水 道 課 長	村 上 和 久
教 育	長	野 津 浩 一	建 設 課 長	田 中 文 男
代 表 監 査 委 員		嶽 野 正 弘	施 設 管 理 課 長	岸 本 則 和
総 務 課 長		宇 野 慎 一	危 機 管 理 室 長	柳 原 潔
会 計 管 理 者		齋 藤 和 幸	水 産 振 興 室 長	曾我部 一 彦
財 政 課 長		長 田 寿 幸	都 市 計 画 課 長	石 田 傑
税 務 課 長		池 本 繁 樹	総務学校教育課長	金 井 和 昭
町 民 課 長		和 田 美由貴	社 会 教 育 課 長	中 村 恒 一
保 健 福 祉 課 長		野 津 千 秋	布 施 支 所 長	坂 本 忠
住 民 福 祉 担 当 課 長		広 江 和 彦	五 箇 支 所 長	村 上 克 樹
環 境 課 長		原 秀 人	都 万 支 所 長	近 藤 勝 志
エネギー対策室長		野 津 寿 天	中 出 張 所 長	茶 山 宏
商工観光課係長		前 田 隼 人	中 央 公 民 館 長	木 瀬 高 宏
農 林 水 産 課 長		増 本 直 行		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 田 中 挙 事 務 局 長 補 佐 齋 賀 千 春

1. 町長提出議案の題目

議 第 5 号 隠岐の島町離島留学学生寮設置及び管理条例

議 第 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議 第 7 号 消費税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議 第 8 号 隠岐の島町若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 9 号 隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

議 第 10 号 隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
 条例

議 第 11 号 隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
 一部を改正する条例

議 第 12 号 隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議 第 13 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議 第 14 号 隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 15 号 隠岐の島町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改
 正する条例

議 第 16 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議 第 17 号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例

議 第 18 号 隠岐の島町保健センター設置及び管理条例を廃止する条例

議 第 19 号 隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 20 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について

議 第 21 号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議 第 22 号 隠岐の島町の区域内に新たに生じた土地の確認について

議 第 23 号 字の区域の変更について

議 第 24 号 工事請負変更契約の締結について〔令和6年度町単 町道中条199号線外道路改
 良工事〕

議 第 25 号 工事請負変更契約の締結について〔3災1901号町道油井21号線②道路災害復旧
 工事〕

- 議 第 26 号 令和6年度隠岐の島町一般会計補正予算（第10号）
議 第 27 号 令和6年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
議 第 28 号 令和6年度隠岐の島町中財産区特別会計補正予算（第1号）
議 第 29 号 令和6年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
議 第 30 号 令和7年度隠岐の島町一般会計予算
議 第 31 号 令和7年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
議 第 32 号 令和7年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
議 第 33 号 令和7年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
議 第 34 号 令和7年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
議 第 35 号 令和7年度隠岐の島町水道事業会計予算
議 第 36 号 令和7年度隠岐の島町下水道事業会計予算
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議事の経過

○議長（池田 信 博）

ただ今から、令和7年第1回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により5番：山田 浩太 議員、
6番：大江 寿 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの12日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの12日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和6年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについてご報告申し上げます。

2月22日に島根県主催による「第20回竹島の日記念式典」「竹島・北方領土返還要求運動県民大会」が島根県民会館中ホールにおいて開催され、本町議会から竹島対策特別委員会委員長以下計4名の委員が参加いたしました。

このことにつきましては、前回の定例会に諮ることができませんでしたので、別紙のとおりご報告いたします。

式典では、主催者の丸山知事の挨拶に続いて、「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」会長の池田町長の挨拶があり、条例制定から20年経っても未だ問題解決の糸口すら見いだせていないこと、依然として変わらない現状に強い憤りを感じる旨を訴えました。

最後に政府に対し、政府主催による式典開催、「竹島の日」の閣議決定、隠岐の島町への啓発施設の設置、竹島の領土権を確立し暫定水域の撤廃を図ること等、7点を求める特別決議が承認され問題解決に向け決意を新たにいたしました。

次に、2月3日の議会運営委員会までに2件の陳情書を受理し議員配付することにいたしましたので、ご理解願います。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：池田町長

○番外（町長 池田 高世偉）

皆さんおはようございます。

令和7年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

少しずつ暖かくなり、春らしさが感じられる季節となりました。

本日は、令和7年第1回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませずご出席を賜りありがとうございます。

本議会は、条例の制定及び一部改正、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算、令和7年度一般会計及び特別会計の当初予算など、34件の諸議案を提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12月に開催をいたしました「令和6年第4回隠岐の島町議会定例会」以降の主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

はじめに、消防出初式について、ご報告申し上げます。

1月6日、新春恒例の消防出初式を、消防団員、来賓の方々など約310名にご参加をいただき開催いたしました。当日は天候不良のため、訓練礼式及び一斉放水を中止し、式典のみの開催となりました。

昨年の新規入団者は17名でありましたが、それ以上に退団者が多く、消防団員数は減少する傾向にあります。

地域防災力の中核を担う、消防団の体制を維持していくためには、団員の確保が不可欠であります。団員の負担軽減や活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、団員数を維持しながら組織力の向上を図ってまいります。

次に、「竹島の日」記念式典への参加について、ご報告申し上げます。

2月22日、松江市の島根県民会館で開催された「第20回竹島の日記念式典、竹島・北方領土返還要求運動県民大会」に出席してまいりました。

式典に先立ち、2年ぶりに竹島問題を語る国民交流会が行われるなど、これまでの「竹島の日」に戻った一日となりました。一連の行事をとおして、先人たちが伝え残してきた「竹島問題解決へのともし火」を絶やさないよう受け継ぎ、伝承していく決意を新たにしましたところであります。

式典におきましては、本町の現状と取り組みについてご報告いたしますとともに、改めて島根県から全国に「竹島問題解決へのともし火」を広げるため、それぞれの立場においてお力添えをお願いしたところであります。

更なる国民世論の盛り上がり、領土問題の平和的解決に繋がることを願いますとともに、式典の開催にあたりまして、島根県をはじめ、関係機関の皆様のご尽力に対し厚くお礼を申し上げます。

最後に、「隠岐国分寺蓮華会舞」豊中公演について、ご報告申し上げます。

2月23日、友好都市であります大阪府豊中市において、隠岐国分寺蓮華会舞公演が開催され参加してまいりました。

豊中市との交流は、平成22年に「空港で結ぶ友好都市提携に関する協定」、及び「災害時の相互応援に関する協定」を締結し、双方の空港を生かしたまちづくりを推進してまいりました。

この度、文化交流の一環として、豊中市での隠岐国分寺蓮華会舞の公演が実現し、長内豊中市長をはじめ、約400名の方に観賞していただきました。

国の重要無形民俗文化財に指定された、本町の伝統習俗の圧倒的な舞に、すべての観客の方々が魅了され、大きな歓声とともに、鳴りやまない拍手が印象的でありました。

隠岐国分寺蓮華会舞保存会の皆様には、豊中市での公演にご協力をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。また、豊中市とは引き続き連携し、双方の空港を生かしたまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、12月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町 長 の 施 政 方 針

「町長の施政方針」を行います。

番外：池田町長

○番外（町長 池田高世偉）

令和7年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨む私の町政運営の基本的な考え方について申し上げ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、去年は町政20周年という節目の年にあたり、記念式典など、各種行事の開催をはじめ、町政全般にわたり、町民の皆様はもとより関係機関の皆様からお受けいたしました、深いご理解と温かいご指導、ご協力に対しまして、心より感謝申し上げます。

特に、12年ぶりに開催していただきました「第15回隠岐古典相撲大会」は、島が一つになり、受け継いできた伝統と文化を守りぬいた大会であったと感じております。また、同時

に島が持つポテンシャルの高さを示したものであり、今後のまちづくりの大きな力になるものと確信したところでもあります。

さて、先般招集された第217回通常国会におきまして、石破茂内閣総理大臣は、その施政方針演説で、重要政策課題の一つに「地方創生2.0、『令和の日本列島改造』の具体化」を掲げられました。その内容は、新たな人の流れを生み出すとともに、一極集中を是正することで、多極分散型の多様な経済社会を構築するものであります。

本町といたしましても、人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持していくことが喫緊の課題であり、国の支援を頂きながら強力に推し進める必要があります。

こうした中、「第2次隠岐の島町総合振興計画」の後期基本計画の着手時期となる新年度は、刻々と変化する社会情勢を的確に把握しながら、各種事業の着実な実施を図り、更なる町政の発展に結び付けていかなければならない重要な1年となります。

私は、就任一期目から、一貫して「隠岐の島が好きだから」との想いを、新しいまちづくりに寄せ、『3つのよかった』が響くまち「隠岐の島」の実現を目標に、様々な施策を実施してまいりました。

三期目の町政運営にあたりましては、更に多くの『3つのよかった』が響くまちの実現を目標に、あらゆる政治判断を行ってまいりたいと考えているところであります。

誰もが胸を張って「隠岐の島が好きだから」と言える町の実現を目指し、町の歩むべき道を定め、10年、20年先を見据えたまちづくりを行わなければなりません。既成概念や慣例にとらわれることなく、ありとあらゆる角度から、施策の検証と検討を進めてまいります。また、限られた財源を有効に活用し、必要な施策には、十分に予算を配分するなど、次世代へつなげるための大胆な施策を展開してまいり所存であります。

本町の最重要課題は、人口減少問題であります。多くの「よかった」が響けば、必ずやこの問題は、解決の方向に進むと確信しております。

それでは、『3つのよかった』が響くまちに向けての新年度の町政運営につきまして、「第2次総合振興計画」における施策の体系ごとに、それぞれ重点的な取り組みをご説明申し上げます。

第1点目は「生まれてよかった」（子どもの声が弾むまち）についてでございます。

はじめに、「子育てしやすい環境づくり」についてであります。

安心安全な妊娠出産への支援、健やかな発育・発達支援、多様なニーズに対応した保育事業など、安心して子どもを産み、育てることができるよう、各ステージで応援する総合的な

サポート対策を展開してまいります。

妊産婦・乳幼児期などの状況を、継続的、かつ包括的に把握し、妊娠中の方や子育ての中で不安や悩みを抱えている方に対し、切れ目のない相談支援を行ってまいります。また、令和8年度のこども家庭センター設置に向け準備を進めてまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減策につきましては、保育料の町独自の軽減、高校卒業までの医療費無料化、小学校・中学校入学時の体操服などの支給事業を実施してまいります。なお、給食費につきましては、物価高騰の影響により、食材の調達費用が増加しております。しかしながら、子育て支援の観点から、これまでの軽減に加え、食材調達費の増加分を町が負担することにより、保護者負担の軽減を継続してまいります。

子育て世代が働きやすい就業環境の整備につきましては、雇用対策協議会や島根労働局など、関係機関と連携し、町内事情に見合った実践的な対策を講じてまいります。

これらの取り組みを一体的に進めることで、本町の未来を担う子どもたちが、地域の中で伸び伸びと成長し、「隠岐の島に生まれてよかった」、そう思っただけの「まち」、誰もが安心して子育てができる「まち」を目指してまいります。

次に、「魅力ある教育環境づくり」についてであります。

本町の教育行政を推進するための基本指針である、「第2次隠岐の島町教育大綱」におきまして、基本目標を「島を愛し、自ら未来を拓く“隠岐びと”を育てる」としております。これを具現化していくため、本町の現状と課題を詳細に把握した上で、より効果的な取り組みを行ってまいります。

特に、社会の急激な変化への対応が必要とされる今日、未来を担う子どもたち一人一人の学力の向上を通して、「生きる力」の育成を図ってまいります。また、ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもたちを育てるため、本町の豊かな地域資源を生かした、ふるさと教育を推進してまいります。これらの実現のためには、学校・家庭・地域・行政が連携・協働した教育活動が不可欠であり、引き続き、その体制の充実に努めてまいります。

あわせて、学びを支える基盤となる、ICT 機器の利活用を加速させることをはじめ、全ての子どもたちが、伸び伸びと学ぶことのできる安心・安全で魅力ある教育環境を整えてまいります。

本町の小中学校の将来的な規模及び配置につきましては、隠岐の島町立小中学校のあり方検討委員会での検討結果を踏まえ、次期計画の策定を進めてまいります。

町民の皆様が、各種学習活動、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊

かに暮らせる地域の教育環境づくりに取り組んでまいります。

次に、「文化の保存・継承」についてであります。

本町には、独自の自然、風土により育まれた貴重な文化財が数多く残されております。

これらを適切に保護し、後世に継承していくため、指定文化財の維持管理に対する支援、伝統文化の継承者への支援を行ってまいります。あわせまして、地域資源としての活用を図るため、文化財への理解や保護意識の醸成を目的とした、各種イベントの開催、学習活動の提供を行ってまいります。

文化財の指定に向けた取り組みにつきましては、牛突き習俗の国指定に向けた働きかけを継続して行ってまいります。また、貴重な木像彫刻につきましても、文化財指定に向け、取り組んでまいります。

国府尾城跡につきましては、新年度から3か年をかけ、埋蔵文化財調査を中心とした総合的な調査を行い、国史跡指定を目指してまいります。

第2点目は「住んでよかった」（町民誰もが活躍するまち）についてでございます。

はじめに、「誰もが活躍できるまちづくり」についてであります。

活気ある地域づくりを推進するため、隠岐の島町社会教育基本計画に基づき、社会教育の拠点である公民館を中心に、町民の皆様への学習機会の提供を行い、自らが主体的に地域課題を見つけ、その解決に向かう人づくりを進めてまいります。

新年度から布施公民館につきましては、地域に密着した団体に運営を担っていただきます。本町といたしましても、円滑な運営ができるようを支援してまいります。また、中地区への公民館設置に向けた取り組みを進めてまいります。あわせまして、他の地区公民館につきましても、更に地域に密着した活動が行えるよう組織体制の整備について検討してまいります。

隠岐の島町図書館につきましては、図書館振興計画の基本理念である「町民の暮らしに活きる図書館」を目指し、蔵書の整備、郷土資料の保存公開、利用の啓発に取り組んでまいります。あわせまして、「第3次子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・学校・地域と協働し、子どもたちの読書環境づくりを進めてまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、令和7年度が計画の最終年度である、「生涯スポーツ推進計画」の見直しを行いますとともに、体育協会や競技団体、指導者への支援、スポーツに触れる機会の提供に取り組んでまいります。また、屋内温水プールなどの社会体育施設を適正に管理し、スポーツ環境の整備に取り組んでまいります。

2030年に本町で開催される「国民スポーツ大会相撲競技」につきましても、所管する部署

を新たに立ち上げ、大会の成功に向けた準備を進めてまいります。

人権を取り巻く状況につきましては、子どもや高齢者、障がいのある方への暴力・虐待をはじめ、性的指向を理由とする差別的な取り扱いや、インターネット上での誹謗中傷など、様々な事案が後を絶ちません。人権が尊重される地域社会の実現を目指して、人権教育や啓発活動を継続することで、一人一人の多様性を受け入れ、互いの人権を尊重する人づくりに取り組んでまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、「第4次隠岐の島町男女共同参画計画」に基づき、男女が互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会を目指し取り組んでまいります。

次に、「医療体制の確保」についてであります。

医療体制につきましては、隠岐圏広域医療を担う隠岐病院と、開業医・診療所・訪問看護など、在宅医療との連携を図り、医療・介護・生活支援の連携を推進し、患者や家族の方々に寄り添った、切れ目のないサービスの提供に努めてまいります。

限られた医療資源の中で、必要な医療サービスが効率的、継続的、一体的に提供できる体制を構築するため、町立診療所、町立歯科診療所、訪問看護ステーションは、本年度から隠岐広域連合の運営といたしました。隠岐病院と診療所の役割分担、開業医との連携強化、効率的な経営など、様々な課題に隠岐広域連合と共に取り組んでまいります。

医療従事者の確保につきましては、関係大学などの地域推薦入学制度の活用や、関係機関との連携により、地域医療を目指す看護師などの育成を支援するとともに、医療系学校の卒業生への働きかけに継続して取り組んでまいります。

また、将来、医療従事者を目指してもらえるよう、中学生・高校生に向け、関係機関の協力を得ながら情報発信を行ってまいります。

次に、「町民の健康増進」についてであります。

ライフステージに沿った保健事業の展開と、地域に根差した保健活動により、町民の皆様の健康づくりを支援してまいります。

病気の早期発見、治療につなげるため、各種健康診断や、がん検診の受診率の向上に取り組んでまいります。また、各地区、公民館、事業所での健康教室やセミナーにより、食生活の改善や、運動の習慣づけを図り、健康寿命の延伸を目指してまいります。

高齢期におきましては、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護予防を推進するとともに、身体機能と生活機能を維持する取り組みを充実させてまいります。

暮らしを支える基盤であります、訪問介護や通所介護事業所を支援し、安定的な提供体制の確保に取り組んでまいります。また、高齢者見守りネットワークの充実など、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

高齢者が生きがいを持ち、就労の機会を得られ、地域社会の担い手として活躍できるよう、本町シルバー人材センターを支援してまいります。

国民健康保険及び後期高齢者医療保険につきましては、マイナ保険証の有無に関わらず、安心して医療を受けることができるよう、島根県と連携を図りながら、安定した制度運営を進めてまいります。

次に、「福祉環境の充実」についてであります。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療機関、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員などの関係機関や、地域の皆様とのネットワークを強化し、総合的な地域福祉の充実を図り、地域で支え合う町を目指してまいります。

福祉職場の人材確保対策につきましては、町独自の福祉職場処遇改善事業や新規就労者に対する支援を実施するなど、重点的に取り組んでまいります。また、新たに、外国人技能実習制度などにより、人材確保を図る事業所に対し、支援を実施してまいります。

障がいのある方への支援につきましては、住み慣れた環境や家庭において、自立した日常生活や社会参加ができるよう、ご自身やご家族を支援する相談支援事業に取り組み、個々の状況に応じた障がい福祉サービス事業を実施してまいります。また、障がい者の就労支援を担う地域おこし協力隊を配置し、就業先事業所の開拓などに取り組んでまいります。

生活困窮者への支援につきましては、経済的理由により、生活保護に至ることを防止するため、生活困窮者自立相談支援事業を実施し、個々の原因に応じた相談支援に取り組んでまいります。また、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する支援を実施してまいります。

次に、「日常生活の安全確保」についてであります。

生活環境の基盤整備につきましては、緊急避難道路や子どもたちの安全を確保する通学路の整備、河川における堆積土砂の撤去を実施してまいります。

交通安全対策につきましては、交通道德を高めるため関係機関と連携し、啓発活動を行ってまいります。また、島内で高齢者講習が行えるよう高齢者研修施設を整備し、交通事故防止につなげるとともに、町民の皆様の免許更新の負担軽減を図ってまいります。

防犯対策につきましては、事件・事故の未然防止のため、道路照明灯、防犯灯の更新及び

新設を計画的に進めるとともに、関係機関や地域と連携し、防犯に対する啓発活動に取り組んでまいります。

防災対策につきましては、「防災ハザードマップ」、「防災パンフレット」などを活用した学習会や防災訓練を実施し、町民の皆様の防災・減災意識を高めるとともに、共助である自主防災組織の設立にも繋がるよう努めてまいります。

消防団活動につきましては、団員が安全に従事できるよう、装備品を計画的に整備するとともに、団員の負担軽減や加入しやすい体制を構築し、団員数を安定的に維持できるよう取り組んでまいります。

次に、「快適な住環境の整備」についてであります。

昨年1月、能登半島地震による水道の断水が大きく報道されました。また、全国各地で老朽管路の破損による断水が発生しています。本町の上水道事業におきましては、管路をはじめとする設備の耐震化と更新を計画的に進め、安全で安心な上水道を提供してまいります。下水道事業につきましては、管路整備による普及促進と、「下水道接続工事補助金制度」による接続率の向上を図るとともに、老朽化した設備の更新を計画的に進め、快適な下水道を提供してまいります。

空家対策につきましては、危険空家の除却に対する助成を行うとともに、空家バンク制度により、活用できる空家の有効利用を積極的に図ってまいります。また、公営住宅の改修や、地震に対する安全性を高めるため、住宅の耐震化に取り組んでまいります。

港湾事業につきましては、港湾内での船舶の安全な係留を確保するため、西村港ほか2港の改修事業を実施してまいります。

運動公園につきましては、快適な利用環境を維持するため、施設の長寿命化を行ってまいります。また、その他の公園につきましても、地域の交流が活発となり、安らぎの場として利用できるよう、適正な管理に努めてまいります。

都市計画で定めた持続可能なまちづくりに向け、西郷港周辺のエントランスエリアと、役場周辺のセントラルエリアを、都市の骨格として強化し、活力のある都市づくりを推進してまいります。

重要な都市機能の一つである、西郷港周辺のまちづくりににつきましては、「海とまちをつなぐ」、「世代をつなぐ」、「公と民をつなぐ」の三つのプログラムを実行してまいります。

新年度では、海とまちをつなぐ二つの通りと、通り沿いに交流と商業機能でにぎわいを生む、「海の見える交流施設」の整備を進めてまいります。

まちの再生に向け、新たな施設の運営や、にぎわいイベントの開催など、民間事業者と協力し、まちづくりを進めてまいります。

また、世代をつなぐ取り組みでは、小中高、養護学校とのまちづくり授業などを通じ、子どもたちの成長と共に発展するまちづくりを実践してまいります。

次に、「地域コミュニティの育成」についてであります。

本町の各地区におきましては、区・自治会をはじめ、老人会や婦人会、子供会など様々な団体がコミュニティ活動を実施しています。しかしながら、高齢化や過疎化、価値観の多様化などにより、地域を支える人材が不足し、住民同士のつながりが希薄になりつつあります。

このような現状を踏まえ、町民の皆様と行政が力を合わせ、自発的に様々な地域課題の解決に取り組むことを目的として、「集落地域活性化事業補助金」を交付し、地域の活性化に資する事業を展開してまいります。

また、コミュニティ活動の拠点となる集会施設につきましては、「コミュニティ施設等整備費補助金」により、老朽化した施設の修繕や、施設の適正な維持管理に対し支援を行ってまいります。

各支所、出張所管内におきましても、「地域振興事業費」を確保するとともに、地域おこし協力隊や集落支援員を配置し、地域の独自性を生かした、活力あるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、「島内交通環境の整備」についてであります。

道路インフラにつきましては、町民の皆様の安全・安心を確保するため、計画的な整備に取り組んでまいります。また、橋梁・トンネルなど、道路構造物の適切な維持管理及び予防保全を実施することにより、スムーズな島内移動の環境を整えますとともに、後年度の管理経費の軽減に努めてまいります。あわせまして、通常の維持管理に加え、通学路に繁茂する支障木の伐採を行ってまいります。

国道及び県道の整備につきましては、関係機関への要望活動を行い、早期完成に向けて取り組んでまいります。

生活バス路線などの島内公共交通につきましては、人口減少や自家用車依存などを背景に、以前と比較して利用者数が減少しております。しかしながら、免許の自主返納者を含む高齢者や、他に移動手段を持たない方にとって、公共交通サービスの維持・確保は不可欠であると認識しているところであります。引き続き、「隠岐の島町地域公共交通計画」に基づき、利用者の方々にとって、より利便性の高い、最適な公共交通サービスの提供に努めてまいります。

す。

次に、「UI ターン対策と関係人口の創出」についてであります。

全国的に人口減少への対応が課題となる中、本町におきましても「第2次隠岐の島町総合振興計画」に掲げる人口ビジョンの達成に向け、UI ターンの促進に努めてまいります。

移住・定住相談窓口の充実のほか、定住奨励金、雇用支援、住宅補助、子育て支援につきましても継続して実施し、更なる UI ターン者の確保に取り組んでまいります。

地域おこし協力隊につきましては、積極的な採用を実施し、退任後の起業支援を行うことにより、定住・定着を促すとともに、雇用の創出、地域の活性化を図ってまいります。

本町のファンクラブとして位置づけております「つながり会員」につきましては、これまでに 600 名を超える方々にご登録をいただいております。今後、継続した関わりを持つことにより、関係性をより豊かなものとし、本町の地域活性化に大きく寄与していただけるものと期待しております。

また、本町の様々な産業分野において後継者、人材不足が問題となっております。「隠岐の島町地域人材づくり協同組合」の活動により、季節ごとに繁閑が生じる労働需要に応じて働くマルチワークという新しい雇用スタイルを創出し、UI ターン者の多様なニーズに対応してまいります。

次に、「産業の活性化と承継」についてであります。

まず、農林水産業につきましては、既存産業を振興する上での共通課題である、担い手不足や事業承継をはじめとする島内の人材不足を解消する必要があります。地域の特色や強みを生かした第1次産業の振興に取り組み、所得の引き上げや、魅力ある雇用の場の確保、創出を図ってまいります。また、物価高騰による農林水産業への影響につきましては、情勢を見極め、必要に応じて対策を講じてまいります。

農業では、依然として物価高騰による経費の負担が、経営に影響を及ぼしていることから、水田園芸などの高収益作物への転換を推進してまいります。また、農業経営基盤強化促進法の改正により、「地域計画」の策定が義務化されました。関係機関と連携し、地域農業の設計図である「地域計画」の策定、及び「目標地図」の作成に取り組み、中心となる経営体への農地の集約や、担い手の確保・育成など、農地利用の最適化に努めてまいります。

畜産業では、既存公共牧野の牧柵などの隔障物や、牛を捕獲するための馴致施設^{じゅんち}などの再整備による低コスト生産化により、若手就農者や企業参入を促す取り組みを推進してまいります。また、子牛価格が低迷する中、経営に大きく影響している配合飼料の価格高騰に対す

る支援を行ってまいります。

林業では、今後、主要取引先である合板工場への出荷量の増加や、島内外でのバイオマス用原木の利用拡大に伴い、島内産木材の需要の増加が見込まれます。森林の持つ公益的機能を守るため、森林環境譲与税を活用し、「伐る・使う・植える・育てる」の循環型林業を推進し、担い手の確保・育成や、木材生産量を増加させるための生産体制の効率化を支援してまいります。また、本町が循環型林業を推進していくためには、施業地の確保が必要です。町有林内では施業地の提供、民有林では「森林経営管理制度」取り組みをを活用した施業地の提供に取り組んでまいります。

水産業では、資源の減少、漁業就労者の高齢化、後継者不足、燃油の高騰など、漁業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。平成28年4月に策定した「隠岐の島町水産業振興計画」につきまして、この10年を検証するとともに、令和8年4月からの10年間の具体的な目標を設定した「第2次計画」を策定いたします。計画の策定により、漁業関係者間で課題が共有され、連携した取り組みを実施することで、本町水産業のより一層の振興・発展を図ってまいります。新年度では、「沿岸漁業者育成支援制度」を継続し、年々減少傾向にある沿岸漁業者の育成及び支援に取り組みますとともに、水産資源の回復を目的とした「種苗放流」、沿岸漁場の回復のための「磯焼け対策」を実施し、漁場の生産力の向上を図ってまいります。また、本町で水揚げされた鮮魚などの海上輸送費の支援を継続し、水産業活性化に向けた取り組みを実施してまいります。あわせて、廃棄が必要な漁網、FRP 漁船の処分に係る海上輸送費を支援し、漁業者の経営の安定化を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画」に基づき、商工会や金融機関との連携により、魅力ある店舗づくりや起業、創業、事業拡大への支援に加え、後継者不在による事業承継問題にも取り組んでまいります。

有人国境離島法の関連施策のほか、国、県のあらゆる制度の積極的な活用や、本町独自のきめ細やかな支援策により、地域経済を支える事業者の方々を後押ししてまいります。特に、慢性的な人手不足への対応につきましては、「隠岐の島町地域人材づくり協同組合」の活動とあわせ、外国人労働者の積極的な受け入れも視野に入れた、担い手の確保に取り組んでまいります。

あわせて、女性活躍のための働きやすい就業環境の整備に向け、商工会女性部の意見を踏まえ、施策を講じてまいります。また、プレミアム商品券をはじめとする地域経済の更なる活性化を目指し、隠岐の島町商工会と共に取り組んでまいります。

次に、「新たな産業の育成」についてであります。

新たな産業を育成させるためには、本町の特性を最大限に活用した戦略的な取り組みが必要であります。また、企業と行政が一体となり、地域資源を適切に管理し、持続可能な形で発展させていくことが重要であります。

地域資源を生かした産業創出につきましては、現在、公共牧野の有効活用による畜産業の振興、豊富な森林資源を活用した島外企業による木質バイオマス発電などが進められています。今後につきましても、より多くの学術機関や島外企業に、本町での事業参加を促し、新たな産業を創出してまいります。

企業誘致につきましては、離島という地理的条件に制約されない企業の誘致に積極的に取り組んでまいります。また、IT 技術などの活用により、本町が直面している地域課題の解決につながることも期待されますことから、住民ニーズを的確に捉えた企業誘致を行ってまいります。

地域特産の水産資源を活用した産地ブランドの確立につきましては、消費者への認知度を高めることが必要であります。また、島外への販路拡大を図るためには、島内水産物の魅力を発信する施策が求められます。関係機関と連携し、新たな商品開発、PR 活動に取り組んでまいります。

次に、「島内流通の活性化」についてであります。

本町では、島内で収穫された農産物を、学校給食の食材として積極的に活用しています。地産地消をより一層推進していくためには、まずは、生産量の拡大が重要であるため、新規生産者の確保に取り組んでまいります。また、量販店や産直市との連携による農産物の販売体制の強化を図り、島内消費の環境づくりに取り組んでまいります。

水産業では、島内での地産地消を推進し、消費拡大を図ることが沿岸自営漁業者の確保につながると考えております。引き続き、地元店舗での販売拡大や、学校給食への提供、保育所への魚食普及活動などにより、島内消費の環境づくりに取り組んでまいります。また、関係機関と連携し、島内飲食店や地元産魚介類取扱店での、消費拡大に資する PR 活動を行ってまいります。

島内の小売店におきましては、近年、インターネット販売の普及による売上げの減少、及び後継者不足による事業承継など、多くの課題を抱えています。地元購買率を高めるため、島内事業者と連携し、プレミアム商品券の販売やキャッシュレス決済の導入など、消費者のニーズに応じた取り組みを進め、地域内経済の循環を促してまいります。

次に、「資源が循環する島づくり」についてであります。

本町におきましては、令和5年に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050カーボンニュートラルの実現に向け、積極的に取り組んでいるところであります。また、昨年には、国立公園の脱炭素化に先行して取り組む、環境省の「ゼロカーボンパーク」に、離島自治体として初めて登録いたしました。

持続可能な地域社会の実現に向け、再生可能エネルギーの積極的な導入、及びCO₂排出量削減のための各種施策を展開してまいります。

あわせまして、様々な補助制度の周知と普及啓発を効果的に行うことにより、脱炭素に係る町民の皆様の意識の醸成と行動を促してまいります。

ごみの減量化・再資源化につきましては、「第2次隠岐の島町一般廃棄物処理(ごみ)基本計画」の中間見直しを行い、ごみの減量化を一層進めることに重点を置き、新たな削減目標を掲げたところであります。

削減目標の達成に向け、町民の皆様、そして事業者の皆様へリデュース、リユース、リサイクルの「3R(スリーアール)行動」の定着が図れるよう周知啓発に努め、ごみの減量化に取り組んでまいります。また、ごみの適正処理につきましては、委託事業者と連携し、適正なごみ処理の推進と、処理施設の円滑な運営を行ってまいります。

一般廃棄物処理施設整備につきましては、次期最終処分場を今津地内に整備することを決定いたしました。新年度では、地権者の方々や今津区と合意形成を図りながら、最終処分場整備基本計画の策定、及び基本設計を進めてまいります。

次に、「自然環境の保全」についてであります。

隠岐ユネスコ世界ジオパークに認定された自然環境の保全を図るとともに、町民一人一人が環境への意識を高めることが求められています。

隠岐ジオパーク推進機構と連携し、様々な機会を通して啓発活動を行うとともに、海岸漂着ごみ対策や不法投棄防止対策など、自然環境の保護に向け取り組んでまいります。

また、大山隠岐国立公園満喫プロジェクトの一環として、計画的に自然公園の整備や維持管理を実施してまいります。

景観に配慮した調和のとれたまちづくりにつきましては、本町の美しい景観を保全し、魅力ある風景を持続させるため、景観計画の策定に取り組んでまいります。また、景観を観光資源として価値を高め、地域振興を図ってまいります。

第3点目は「訪れてよかった」(思い出を持ち帰れるまち)についてでございます。

はじめに、「離島交通の充実」についてであります。

隠岐航路の安定運航、隠岐世界ジオパーク空港における航空路の利用促進など、町民の皆様や本町を訪れる方にとって、快適で利便性の高い交通網の整備に努めてまいります。

改正有人国境離島法に基づく運賃低廉化事業を継続するとともに、本土から来島される方々の渡航費や、各種物流コストなどに対しても本事業が幅広く適用されるよう、島根県や他の有人国境離島地域と共に、国への要望活動を展開してまいります。

また、フェリーしらしま後継船の早期就航に向け、関係機関と連携し取り組んでまいります。

航空路の利用促進につきましては、隠岐⇄大阪便、及び隠岐⇄出雲便共に、搭乗実績が好調であり、島民の生活路線、経済を支える路線として年間を通じて定着しつつあります。将来を見据え、より一層の利便性の向上を実現するため、大阪便、出雲便双方の複便化に向け、島根県と連携し、国や航空事業者へ働きかけてまいります。

新年度では、FDA（フジドリーム・エアラインズ）による全国各地の地方空港からのチャーター便の運航に加え、JAL（日本航空）に対しましても羽田空港からのチャーター便の運航を強く要望し、将来的には念願であります羽田空港への定期直行便の就航を目指してまいります。

町民の皆様はもとより、すべての来島者の皆様が、快適に「隠岐世界ジオパーク空港」をご利用いただけるよう、今後も隠岐空港利用促進協議会を中心として、島根県をはじめ関係団体と連携し取り組んでまいります。

次に、「ひとを惹きつける観光地づくり」についてであります。

観光振興計画の基本理念であります、「人情がつむぐ『よかった。』があふれる島」の実現を目指し、魅力ある観光地づくりに取り組んでまいります。

観光シーズンの幕開けとなる島まつり行事を皮切りに、「第18回隠岐の島ウルトラマラソン」や「牛突き」、また各地域の祭など、独自の歴史や特異な文化を観光素材として生かしながら、最大の魅力である、人との交流を関連付け、交流人口を拡大し地域経済の活性化につなげてまいります。

近年増加する傾向にある訪日外国人旅行者への対策につきましては、隠岐ジオパーク推進機構を中心として、各町村の観光協会、民間事業者が効率よく活発に事業展開ができるよう取り組んでまいります。

また、新年度では、大手民間事業者の集客力を活用したPRイベントの開催など、新たな来

島者の獲得に取り組んでまいります。

町内の受入れ態勢につきましても、老朽化した宿泊施設の改修、担い手確保対策を行うなど、サービスの向上に取り組んでまいります。

最後に、このほか重点的な取り組みについてご説明申し上げます。

はじめに、「竹島の領有権確立」についてであります。

島根県が「竹島の日を定める条例」を制定してから、本年で20年を迎えました。

国におきましては、領土・主権展示館での資料展示や調査研究の取り組みが進められています。この展示館では、学習指導要領に対応した展示を行うため、本年4月にリニューアルオープンが計画されています。これにより多くの方々に日本の領土・主権をめぐる情勢について関心を持っていただけることが期待されます。

本町におきましては、国の資料展示や調査事業に協力するとともに、島根県と合同で竹島の調査研究を進め、資料の保存活用に取り組んでまいります。

また、地元から全国に竹島問題への関心を高める転機とするため、昨年11月に竹島領土権確立隠岐期成同盟会の主催で、14年ぶりに本町で集会を開催いたしました。竹島問題への関心が薄れないよう、竹島資料収集施設の展示資料の充実、啓発媒体の整備、町内外への情報発信に取り組んでまいります。

新年度におきましても、竹島の領有権確立に向けた取り組みを推進していくため、町議会、島根県、竹島領土権確立隠岐期成同盟会と連携し、国の責務において、「隠岐島に国直轄の啓発施設を設置すること」、「暫定水域における漁業秩序の確立を図ること」などを強く訴えてまいります。

次に、「協働によるまちづくり」についてであります。

本町が目指す将来像を実現するためには、町民の皆様との協働が必要不可欠であります。分かりやすく開かれた広報・広聴活動の実施や、各種審議会への参画の機会を充実させるなど、町民の皆様と共にまちづくりを行ってまいります。特に、将来の本町を担う子どもたちの意見を聴く場の確保に努めてまいります。

また、防災や防犯、高齢者の見守りなど、多様化する課題に柔軟に対応していくためには、地域活動団体の活躍が期待されます。それぞれの団体の長所を生かしたまちづくりを行うため、NPO法人の設立や、地域住民の自主的な取り組みに対し支援を実施してまいります。

次に「時代にあった行政サービスの提供」についてであります。

限られた財源の中で、多様化する行政課題や住民ニーズに対応していくためには、従来の

組織機構や事務事業の見直し、職員の育成などに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を加速させる必要があります。

本町といたしましても、国が示す自治体標準化システムへの移行や、行政手続のオンライン化はもとより、デジタル技術を広く活用することで、町民の皆様の利便性の向上や、職員の業務改善を図ってまいります。

他方、昨今のデジタル化が叫ばれる現代におきましても、職員は現場主義を基本とし、町民の皆様とのコミュニケーションを大切に行政サービスの提供を行ってまいります。

最後に、「財政の健全化」についてであります。

新年度予算につきましては、物価高騰による物件費などの増加を見込む中であって、様々な課題への対応を見据えた編成を行いました。

重点施策であります「西郷港周辺まちづくり事業」など、本町独自の施策のほか、広域事業の推進に必要な予算を確保し、対前年度 1.2%増額となる 202 億 9,000 万円の編成としたところであります。

歳入不足につきましては、基金の取崩しにより対応いたしますが、限られた財源を、必要な分野に重点的かつ効率的に配分し、取崩しの抑制を図ったところであります。

予算執行にあたりましても、コスト意識を持ち、効果的・効率的な支出を徹底し、持続可能な財政運営の確立を目指してまいります。

自主財源の確保につきましては、ふるさと納税事業に戦略的に取り組むこととし、情報発信の強化や、返礼品の魅力化による寄附額の増加を目指してまいります。

町税の収納対策につきましては、関係法令に基づく適正な管理はもとより島根県との共同滞納整理や、専門性の高い人材の育成に取り組み、滞納額の縮減に努めてまいります。

町有施設の適正管理につきましては、「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」に基づき、保有資産量の適正化に努めるとともに、今後も保有すべき施設につきましては、計画的な維持管理により長寿命化を推進してまいります。

また、遊休施設につきましては、有効活用を図るとともに、売却・譲渡につきましても検討してまいります。

以上、新年度の町政運営の基本的な考え方、重要課題への取り組みについてご説明いたしました。議員各位をはじめ町民の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「町長の施政方針」を終わります。

ただ今から、11 時まで休憩いたします。

(本会議休憩宣告 10 時 45 分)

○議長 (池田 信 博)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11 時 00 分)

日 程 第 6. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 5 号「隠岐の島町離島留学学生寮設置及び管理条例」から諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの 34 件を一括して上程いたします。

日 程 第 7. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました 34 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外 (町長 池田 高世偉)

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第 5 号から議第 19 号までの 15 件につきましては、条例の制定、改正及び廃止に関する議案であります。

まず、議第 5 号の「隠岐の島町離島留学学生寮設置及び管理条例」についてであります。町外からの高校生受入れのために整備いたしました学生寮を適正に管理するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議第 6 号の「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についてであります。刑法の一部改正に伴い、関係する条例につきまして、一括で所要の改正を行うものであります。

次に、議第 7 号の「消費税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についてであります。消費税法の一部改正に伴い、関係する条例につきまして、一括で所要の改正を行うものであります。

次に、議第 8 号の「隠岐の島町若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。政策空家としていた住宅につきまして、老朽化が進んだことから用

途廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 9 号の「隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴い、時間外勤務を制限しなければならない対象者を小学校就学前の子のある職員にまで拡大するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 10 号の「隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。隠岐の島町特別職報酬等審議会の答申により、議員報酬及び期末手当の支給率を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 11 号の「隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。人事院勧告を参考とし、選挙管理委員などの非常勤特別職の報酬を改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 12 号の「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。隠岐の島町特別職報酬等審議会の答申により、期末手当の支給率を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 13 号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。人事院勧告及び島根県人事委員会勧告などを参考とし、職責に応じた給料表への改定を行うものであります。

次に、議第 14 号の「隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。今年度完成いたしました西村地内の公共牧野につきまして、追加が必要となりましたので、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 15 号の「隠岐の島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たな区分を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 16 号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてであります。国民健康保険事業の健全な運営を図るため、保険税率の改正を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険税の課税限度額及び低所得者に係る保険税の軽減判定基準について、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 17 号の「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」についてであります。令和 12 年に本町で開催が予定されております、国民スポーツ大会相撲競技を円滑に実施

するため、新たに国民スポーツ大会推進課を設置するものであります。

次に、議第 18 号の「隠岐の島町保健センター設置及び管理条例を廃止する条例」についてありますが、隠岐の島町都万保健センターにつきましては、保健センターとしての機能を、本庁舎町民ホールにおいて果たしていることから、本条例を廃止するものであります。

次に、議第 19 号の「隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてありますが、「隠岐の島町保健センター設置及び管理条例」の廃止に伴い、都万公民館において、施設の管理及び運営を行うため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第 20 号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」ですが、事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、隠岐の島町辺地に係る総合整備計画において、整備計画に掲げる事業を変更する必要性が生じたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議決を求めるものであります。変更する事業は、町道中町中条線道路改良事業他 25 件であります。

次に、議第 21 号の「辺地に係る総合整備計画の策定について」ですが、事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、令和 7 年度から令和 11 年度までの隠岐の島町辺地に係る総合整備計画を策定いたしましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 1 項の規定により議決を求めるものであります。事業は、町道中町中条線道路改良事業他 86 件であります。

次に、議第 22 号の「隠岐の島町の区域内に新たに生じた土地の確認について」及び議第 23 号の「字の区域の変更について」ですが、島根県が実施しております隠岐空港線道路事業におきまして、公有水面の埋め立ての一部が完了したため、新たに生じた土地の確認、及び字の区域の変更について、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 24 号及び議第 25 号の 2 件につきましては、工事請負変更契約の締結に関する議案であります。

まず、議第 24 号の「工事請負変更契約の締結について〔令和 6 年度町単 町道中条 199 号線外道路改良工事〕」についてありますが、近隣店舗の営業を考慮し、車道及び歩道乗り入れ部の舗装工を追加したことにより、工事費を増額する必要性が生じたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 25 号の「工事請負変更契約の締結について〔3 災 1901 号町道油井 21 号線②道路災害復旧工事〕」についてありますが、油井川の最上流で行われている水力発電所の更新

工事により、河川の増水が数回にわたり発生し、その都度工事を中断したため、工期を延長する必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 26 号から議第 29 号までの 4 件につきましては、令和 6 年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 26 号の「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 10 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 1 億 8,696 万 9,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 208 億 9,718 万 4,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、主に各事業費の確定及び実績見込みによる補正であります。隠岐病院・診療所運営支援事業費、私立保育所運営費などの増額、都市再生整備事業費、災害に強く安全安心な道路整備事業費などの減額を行っております。

また、西郷港周辺整備事業を計画的に推進するために、用地の先行取得が必要となりますことから、土地開発基金の積立額を追加するものであります。

あわせまして、本年度の過疎対策事業債の同意枠の増額が見込まれることから、新年度に計画しておりました「木質ペレット製造施設管理運営事業（原木ストックヤード舗装工事）」を前倒しし、予算を追加するものであります。

次に、繰越明許費につきましては、先ほど説明しました「木質ペレット製造施設管理運営事業」など、「第 2 表繰越明許費」のとおり 15 件の事業につきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じたので、計上するものであります。

あわせまして、「第 3 表地方債補正」のとおり地方債の変更を行うものであります。

次に、議第 27 号の「令和 6 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 723 万 2,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 19 億 5,173 万 2,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、高額療養費及び診療所繰出金の増額であります。

次に、議第 28 号の「令和 6 年度隠岐の島町中財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 50 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 130 万円とするものであります。

補正の内容は、前年度繰越金を中財産区基金に積み立てるものであります。

次に、議第 29 号の「令和 6 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 385 万 9,000 円の追加でありまして、

補正後の予算額を4億6,125万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、島根県後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

続きまして、議第30号から議第36号までの7件につきましては、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計の令和7年度当初予算に関する議案であります。

まず、議第30号の「令和7年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明いたします。新年度予算につきましては、物価高騰の影響が顕著となる中ではありますが、様々な課題への対応を見据えた編成を行いました。

限られた財源を、必要な分野に重点的に配分し、新たな財源確保にも努めたところではあります。不足する歳入を基金からの繰入れにより対応したところであります。

一般会計の予算総額につきましては、本年度と比較しますと2億4,000万円、1.2%の増額となる202億9,000万円としたところであります。

歳出予算の概要であります。重点施策といたしまして、都市再生整備事業や高齢者研修施設整備事業などの予算措置を行いました。

また、航路・航空路旅客運賃助成事業をはじめとする、有人国境離島特措法に基づく各種施策など、ソフト面につきまして引き続き支援していくとともに、子育て支援の充実や、ゼロカーボンシティに向けた取り組みなど、新たな課題に向けた予算も計上しております。

その他、一般廃棄物処理施設整備事業や、フェリー建造事業、高速船大規模修繕事業など、社会基盤を支えるための重要なインフラの整備につきましても、必要額を確保したところであります。

歳入予算の概要であります。町税につきましては3.1%の増額となっており、地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税を合わせ、前年度比3.2%の増額を見込んで計上しております。

「債務負担行為」につきましては、一般廃棄物処理施設整備事業の実施にあたり複数年に渡る事業期間が必要となることから、債務負担の期間、限度額を定めるものであります。

また、「地方債」は起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。

そのほか、一時借入金の借入最高額を40億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案するものであります。

次に、議第31号の「令和7年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ18億7,400万円としております。

予算総額は、前年度比で2.1%の減額となっております。この主な要因は、被保険者数の

減による、保険給付費の減額であります。

歳出予算の主なものは、保険給付費、県への納付金、保健事業費、診療所繰入金であります。

歳入予算では、保険税、県支出金、繰入金などを計上しております。

次に、議第 32 号の「令和 7 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,630 万円としております。

予算総額は、前年度比で 6.0%の増額となっております。この主な要因は、駐車場指定管理料に係る人件費の増額によるものであります。

歳出予算の主なものは、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費であります。歳入予算では、使用料を計上しております。

次に、議第 33 号の「令和 7 年度中財産区特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 120 万円としております。

歳出予算の主なものは、管理会費及び財産管理費であります。

歳入予算では、中財産区基金繰入金、土地貸付料などを計上しております。

次に、議第 34 号の「令和 7 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 億 7,800 万円としております。

予算総額は、前年度比で 4.5%の増額となっております。この主な要因は、島根県後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

歳出予算の主なものは、納付金、保健事業費であります。

歳入予算では、保険料、繰入金、保健事業受託費などを計上しております。

次に、議第 35 号の「令和 7 年度隠岐の島町水道事業会計予算」についてであります。第 2 条におきまして企業活動の基本目標として業務の予定量を定めております。第 3 条では、経営活動に伴う取引により発生が予定されるすべての収益 6 億 3,603 万 8,000 円と、それに対応する費用 6 億 1,994 万 1,000 円を計上しております。第 4 条では、建設改良費及び、現有施設の建設に要した企業債元金償還金など 4 億 7,008 万 2,000 円を計上しております。第 5 条では、企業債の目的、限度額などを定め、計上しております。第 6 条では、一時借入金の最高限度額を規定しております。第 7 条では、予算の執行にあたり、流用ができる項目について定めております。第 8 条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。第 9 条では、一般会計からの補助金を計上し、第 10 条におきまして貯蔵品の購入に制限を設けております。

主な事業といたしましては、布施浄水場をはじめとする設備更新工事、下水道整備や道路改良工事に伴う支障移転工事のほか、管路耐震化実施設計業務などを計上しております。

次に、議第 36 号の「令和 7 年度隠岐の島町下水道事業会計予算」についてであります。第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として業務の予定量を定めております。第 3 条では、経営活動に伴う取引により、発生が予定されるすべての収益 10 億 1,140 万 1,000 円と、それに対応する費用 9 億 7,373 万 2,000 円を計上しております。第 4 条では、建設改良費及び、現有施設の建設に要した企業債元金償還金など、15 億 304 万 3,000 円を計上しております。第 5 条では、企業債の目的、限度額などを定め、計上しております。第 6 条では、一時借入金の最高限度額を規定しております。第 7 条では、予算の執行にあたり、流用ができる項目について定めております。第 8 条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。第 9 条では、一般会計からの補助金を計上しております。

主な事業といたしましては、西郷地区及び五箇地区の公共下水道事業、中村地区の漁業集落排水事業、及び市町村設置浄化槽事業を計上しており、普及率の向上を図るとともに、既存施設の修繕・更新を計画的に行ってまいります。

続きまして、諮問第 1 号及び諮問第 2 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。本町の人権擁護委員 10 名のうち、2 名の方が本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き山根 勝氏と、新たに岩水 あやめ氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、34 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田 信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 8. 補正予算案の詳細説明

「補正予算案の詳細説明」を行います。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 1 1 時 2 5 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 1 1 時 2 5 分 ）

ここで、13時30分まで休憩といたします。

（ 全員協議会休憩宣告 1 1 時 5 2 分 ）

○議長（ 池 田 信 博 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 1 3 時 3 0 分 ）

（ 本会議再開宣告 1 3 時 3 0 分 ）

以上で、「補正予算案の詳細説明」を終わります。

日 程 第 9. 質 疑

「質疑」を行います。

町長提出議案の議第 26 号「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 10 号）」から議第 29 号「令和 6 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」まで 4 件について、質疑を行います。

はじめに、議第 26 号「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 10 号）」について行います。

「補正予算説明資料 No.5」の 12 ページ。

「歳出」から順次始めます。

12 ページ、13 ページ質疑はございませんか。

7 番：村上 謙武 議員

○7番（ 村 上 謙 武 ）

13 ページの「木質ペレット製造施設管理運営事業」で、光熱水費が 397 万円で減額となっていますが、減額したということは当然、製造量は減ったのではないかなと思うのですが、これで何トンぐらい製造量は減ったのでしょうか。

○番外（ エネルギー対策室長 野 津 寿 天 ）

ご質問にお答えをいたします。

現在、当初 590 トンを予定しておりましたが、年度末で、現在で 502 トンの製造を予定しております。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

ただ今の説明だと、トータルで 73 トン減量になると、製造量が減ることなんですけど、ちょっと少ないなという気がしますけど。それから、この定例会説明資料 3 の 75 ページに 2 月分・3 月分として光熱水費が 150 万ずつ予定で計上されています。そういうことで、2 月・3 月にかかなりの量を生産するのではないかなと思っているのですが、実際に 2 月が終わった時点の製造量と 3 月の予定製造量、大体何トンになるか教えてください。

○番外（ エネルギー対策室長 野 津 寿 天 ）

2月末現在で386.8トン。すいません先ほどの3月末の数字を訂正させてください。512.8トンです。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

トータルで答弁いただいたのですが、2月分に何トン、3月分何トン製造するか、月当たりのトン数を教えてください。

○番外（ エネルギー対策室長 野 津 寿 天 ）

2月末で40.8トン、3月末の予定で126トンを予定しております。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

分かりました。

○議長（ 池 田 信 博 ）

他にございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、14ページ、15ページございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

16ページ、17ページございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

18ページ、19ページございませんか

13番：石田 茂春 議員

○13番（ 石 田 茂 春 ）

「高齢者福祉施設整備事業」で車を5台購入する予定が4台、また補助率が3分の1と4分の1に分かれているが、この1台減ったという理由と、4分の1と3分の1のこの補助率は、普通車は乗用車ということになっているそうですが、もう少し詳しく説明をお願いします。

○番外（ 住民福祉担当課長 広 江 和 彦 ）

一点目の5台が4台になった理由でございます。予定しておりました1法人より、今年度は車の更新を行わないとの通知がありましたので、1台減となっております。

二点目の4分の1と3分の1という部分でございます。こちらにつきましても法人の方より、当初予定していた7人乗りの車両、これを5人乗りの車両に小型化することでおこなわれたということでございましたので、実績でそのようになったところでございます。

○13番（石田茂春）

そうしますと、3分の1の補助率の方が7人乗り、それとも5人乗りですか。

○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

3分の1の方が5人乗りでございます。

○13番（石田茂春）

終わります。

○議長（池田信博）

他にございませんか。

（「なし」の声を確認）

20 ページ、21 ページございませんか。

（「なし」の声を確認）

22 ページ、23 ページございませんか。

（「なし」の声を確認）

24 ページ、25 ページございませんか。

（「なし」の声を確認）

26 ページ、27 ページございませんか。

（「なし」の声を確認）

28 ページ、29 ページございませんか。

10 番：池田 賢治 議員

○10番（池田賢治）

29 ページの「新）基金積立金」の関連ですが、西郷港周辺整備事業に係る用地先行取得分ということで内容説明がありましたが、先行されて相手先の方の移転先とか、そういう部分はどのくらいの進捗になっているか分かりますでしょうか。

○番外（都市計画課長 石田 傑）

今回の基金の増資で先行取得すべき所、それから代替地を要求されている所など複数ございまして、予算計上しているものであります。先行取得の件数でよろしいでしょうか

○10番（池田賢治）

どこに代替で行くのか。進捗はどういう状況になっているのか知りたい。

○番外（都市計画課長 石田 傑）

今回、議案関係資料の 96 ページのところに、先行取得、代替地で予定している件数のとこ

ろは、支出額というところを見ていただくと、これは予定して取得する件数を、この基金から支出するという意味で載せておりますけども、これの件数が現在必要だということで状況としましては、現在、交渉中のものもありますが、用地を特定して用地と補償費の算定したために、この額が出ているということでご理解いただければと思います。

○10番（池田賢治）

終わります。

○議長（池田信博）

他にございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、「歳入」について、5ページから行います。

5ページから11ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第27号「令和6年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）」について、31ページから行います。

31ページ、32ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第28号「令和6年度隠岐の島町中財産区特別会計補正予算（第1号）」について、34ページから行います。

34ページ、35ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

最後に、議第29号「令和6年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、37ページから行います。

37ページ、38ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「質疑」を終わります。

ここで議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 13時37分）

（全員協議会開会宣告 13時37分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 13時40分）

(本会議再開宣告 13時40分)

日 程 第 10. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第 26 号「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算 (第 10 号)」から、議第 29 号「令和 6 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)」までの補正予算関係 4 件について、一括して討論に付します。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声を確認)

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 11. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の議第 26 号「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算 (第 10 号)」について、採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 26 号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第 27 号「令和 6 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 4 号)」から議第 29 号「令和 6 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)」までの 3 件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 27 号から議第 29 号までの 3 件は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 12. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日３月４日から６日まで、全員協議会及び委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、３月７日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

（ 散 会 宣 告 １３時４３分 ）

以 下 余 白